

評 定 書(工法等)

申込者 日本プライススリーブ株式会社 代表取締役社長 熊谷 重隆 様

件 名 NMBプライススリーブ鉄筋継手(SD590鉄筋及びSD685鉄筋への適用)

令和7年1月14日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、令和12年1月20日までとします。

令和7年4月16日



記

1. 評定申込事項

本評定は、平成12年建設省告示第1463号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」第1項ただし書きに係る評定(2020年版建築物の構造関係技術基準解説書におけるA級継手)の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分 更新

3. 評定をした工法等 別紙1のとおり

4. 評定の内容

(1)方法

本評定は、コンクリート構造評定委員会(委員長：林静雄)において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2)審査内容

別紙2のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入れに際しては、工事管(監)理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。

評 定 書 (工法等)

申込者 日本スプライススリーブ株式会社 代表取締役社長 熊谷 重隆 様

件 名 スリムスリーブ鉄筋継手 (SD590鉄筋及びSD685鉄筋への適用)

令和6年9月18日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、令和11年10月14日までとします。

令和7年1月15日



記

1. 評定申込事項

本評定は、平成12年建設省告示第1463号「鉄筋の継手の構造方法を定める件」第1項ただし書きに係る評定(2020年版建築物の構造関係技術基準解説書におけるA級継手)の申し込みがなされたものである。

2. 評定の区分 更新

3. 評定をした工法等 別紙1のとおり

4. 評定の内容 (1) 方法

本評定は、コンクリート構造評定委員会(委員長:林静雄)において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容 別紙2のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入に際しては、工事管(監)理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。